

浜松市ヤングケアラー 相談窓口を開設しました

このような子どもがあなたの周りにいたら、ぜひご相談ください！

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯をしている
- ・家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている
- ・家族に代わり、障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- ・家族に代わり、目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通院や手続きの通訳をしている



ヤングケアラーとは法律の定義はありませんが、上記のような「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子ども」とされています。

家で家族の面倒をみているから宿題をやる時間がないの。

自分の時間を作れるように一緒に考えていこうね。



相談内容に応じて、ヤングケアラーの負担が軽減できるような支援と一緒に考えていきます。

(支援の例)

- ・家事を支援するヘルパー派遣
- ・通院時の通訳支援 など

<電話相談> (浜松市子育て支援課内)
専用ダイヤル

☎ 053-457-2040

<相談時間>

平日：8：30～17：00

土日祝：休み

<メール相談> (浜松市子育て支援課内)

kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※メール相談のお返事は、数日かかることがあります。お急ぎの場合や詳しい相談をご希望の方は、専用ダイヤルをご利用ください。